



議 長	副議長	事務局長	次 長	書 記	保存区分
					水・10 5・1

様式第3 (第4条関係)

令和8年3月31日

大口町議会議長 齊木 一三 様

大口町議会議員 丹 羽 勉

令和7年度政務活動費実績報告について

大口町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費実績報告書を提出します。

様式第3別紙1 (第4条関係)

令和7年度政務活動費実績報告書

議員氏名 丹羽 勉

1 政務活動費の額 116,070円・・・①

2 政務活動費の対象となる経費の内訳 (単位:円)

経費の区分	金額	備考
1 調査研究費		
2 研修費	87,698	セミナー参加費
3 広報費		
4 広聴費		
5 要請・陳情活動費		
6 会議費		
7 資料作成費		
8 資料購入費	28,372	書籍購入
9 事務費		
10 事務所費		
11 人件費		
合計	116,070	

3 対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 交付決定額 120,000円・・・②

5 交付済額 0円・・・③

6 交付残額 3,930円・・・②-③-①

※年度末に提出する場合は交付残額を不用額と読み替える。

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

2-1	R7(2025) 7月2日 8月1日	セミナー(自治体の防災・減災対策と議会の役割) 交通費(柏森駅⇄池袋駅)	研修費	23,498円	一部(東京メトロ分)領収書なし
2-2	R7(2025) 7月23日 8月6日 8月8日	セミナー(決算書の読み解きと質問・質疑のポイント) 交通費(柏森駅⇄京都駅)	研修費	13,760円	
3	R7(2025) 8月22日	ゼンリン住宅地図	資料購入費	16,900円	
4	R8(2026) 2月24日	地方議会人(10月~3月)購読料	資料購入費	5,736円	956円/月

※年月日は、支出事実のあった年月日を記載する。

※内容欄には、政務活動が特定できるよう、年月日、場所、活動内容などが明確になるよう記載する。

※備考は、内容を裏付けるもの(案内状、名刺、配布資料、作成印刷物等)を貼付した場合に、添付の旨を記載する。

様式第3別紙2（第4条関係）

議員氏名： 丹 羽 勉

政務活動費支出明細書

整理 番号	年月日	内容	経費の区分	支出額	備考
1	R7(2025) 7月1日	地方議会人(4 月～9月) 購読料	資料購入費	5,736円	956円/ 月
2	R7(2025) 7月7日	セミナー 【自治体の防 災・減災対策 と議会の役割 (自治体の防 災・減災マネ ジメント(基 礎編)、実例か ら見る防災対 策における議 会・議員の役 割(実践編)、 決算書の読み 解きと質問・ 質疑のポイン ト] 受講料	研修費	50,440円	

様式第3別紙3 (第4条関係)

議員氏名： 丹 羽 勉

領収書整理票

整理番号	1			
経費の区分	1. 調査研究費	2. 研修費	3. 広報費	4. 広聴費
	5. 要請・陳情活動費	6. 会議費	7. 資料作成費	○ 8. 資料購入費
	9. 事務費	10. 事務所費	11. 人件費	
	案分率		按分後金額	
※証拠資料は別添のとおり				5,736円

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

1

請 求 書

丹羽 勉 殿

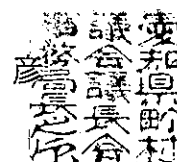
金 5,736 円

但し、地方議会人購読料上半期分(令和7年4月～令和7年9月)
1部956円×6部

上記のとおり請求いたします。

令和7年6月19日

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
愛知県町村議会議長会
事務局長 野村 一



取引種類	振込
受付番号	20250701-001
受付日時	2025年7月1日 10時45分
処理予定日	2025年7月1日
状況	取引完了
取引方法	インターネット

❗ 予定日の表示となりますので、お取引の時間によっては実際の取引日と異なる場合がございます。

お取引詳細情報

振込先口座	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通 1163168 アイチケンチヨウソソギカイギチヨ ウカイザツブキンカイケイ ノムラ カズヒコ
引落口座	江南支店 普通
振込依頼人名	ニワ ツトム
振込依頼人電話番号	0587-95-24**
振込金額	5,736円
振込手数料	0円
引落金額合計	5,736円

戻る

議員氏名： 丹 羽 勉

領収書整理票

整理番号	2			
経費の区分	1. 調査研究費	○ 2. 研修費	3. 広報費	4. 広聴費
	5. 要請・陳情活動費	6. 会議費	7. 資料作成費	8. 資料購入費
	9. 事務費	10. 事務所費	11. 人件費	
	案分率		按分後金額	
※証拠資料は別添のとおり				50,440円

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

大口町議会
丹羽 勉 様

受講セミナー確認書

(株)廣瀬行政研究所
代表取締役 廣瀬和彦

(株)廣瀬行政研究所主催セミナーへのお申込みありがとうございました。
以下の内容で申込みを受け付けました。
内容に誤りがないかをご確認ください。誤りや申込み内容に変更がありましたら、弊社宛にFAX又はE-mailにて修正・変更内容のご連絡をお願いします。

【申込みセミナー】

8月1日(金)
午前：自治体の防災・減災マネジメント (基礎編)
午後：実例から見る防災対策における議会・議員の役割 (実践編)

8月8日(金)
午前：決算書の読み解きと質問・質疑のポイント (基礎編と歳入編)
午後：決算書の読み解きと質問・質疑のポイント (歳出編・まとめ)

受講料計 50,000円

お申込者姓名：丹羽 勉 様
貴議会名：大口町議会
〒480-0137
住 所 愛知県丹羽郡大口町大屋敷 2-100
TEL 0587-95-2453
FAX 0587-95-2453
E-mail tsutomu.2106.niwa@docomo.ne.jp
備 考

【受講料の事前振込みのお願いと振込みに係る注意事項】

- ① セミナ 受講料は【**セミナー開催一週間前**】までに次の口座にお振込ください。なお、振込手数料は、各自でご負担願います。

(振込先) 銀行名 みずほ銀行麹町(ナウジマテ)支店
口座番号 普通預金 1314699
名義 株式会社廣瀬行政研究所
(カ)ヒロセギョウセイケンキュウジョ

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでご案内いたします。ご利用明細は下記の通りでご案内いたします。ご利用明細は下記の通りでご案内いたします。

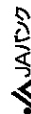
取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
	6470285	62	0066
取引日	口座番号等		
07-07-07			
お取引内容	お振込み		
手数料	¥440	お取引金額	¥50,000
おつ	¥560	お取引後残高	*****
時刻	10:33	お支払可能残高	*****

みずほ銀行
麹町支店
普通 000000001314699
カ)ヒロセギョウセイケンキュウジョ様

印紙税申告納
紙のし小牧
税務署承認済

ニワ ット4様

0587-95-2453



様式第3別紙3（第4条関係）

議員氏名： 丹 羽 勉

領収書整理票

整理番号	2 - 1				
経費の区分	1. 調査研究費	○	2. 研修費	3. 広報費	4. 広聴費
	5. 要請・陳情活動費		6. 会議費	7. 資料作成費	8. 資料購入費
	9. 事務費		10. 事務所費	11. 人件費	
	案分率		按分後金額		
※証拠資料は別添のとおり				合計 23,080 円	

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

2-1

領収書 98939

金額: 570 円

品目: 乗車券 税率: 10% 対象

支払: ICカードで引換え

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

TP302-4120-9100-0084 名古屋鉄道株式会社
 2025年-8月-1日05:32 T8180001031837
 柏森駅発行01

領収書 99776

金額: 570 円

品目: 乗車券 税率: 10% 対象

支払: ICカードで引換え

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

TP302-4120-9100-0084 名古屋鉄道株式会社
 2025年-8月-1日21:44 T8180001031837
 名鉄名古屋駅発行61

領収書

駅No 51301160 領収書 No 5111

丹羽勉

金額 ¥10,970円
 「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2025年7月2日
 東日本旅客鉄道株式会社
 登録番号: T9011001029597

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

現金出納社員

名古屋駅

領 収 証

2025年 8月 1日

丹羽 様

金10,970円

ただし、乗車券類（東京・名古屋間乗車券及び特急券）代として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

池袋816 No.000015

印紙税申告納
 付につき波谷
 税務署承認済



様式第3別紙3 (第4条関係)

議員氏名： 丹 羽 勉

領収書整理票

整理番号	2 - 2				
経費の区分	1. 調査研究費	○	2. 研修費	3. 広報費	4. 広聴費
	5. 要請・陳情活動費		6. 会議費	7. 資料作成費	8. 資料購入費
	9. 事務費		10. 事務所費	11. 人件費	
	案分率		按分後金額		
※証拠資料は別添のとおり 13,760円					

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

領収書 99168

金額: 570 円

品目: 乗車券 税率: 10%対象

支払: ICカードで引換え

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

TP302-4120-9100-0084 名古屋鉄道株式会社
 2025年-8月-8日07:37 T8180001031837
柏森駅発行01

領収書 97300

金額: 570 円

品目: 乗車券 税率: 10%対象

支払: ICカードで引換え

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

TP302-4120-9100-0084 名古屋鉄道株式会社
 2025年-8月-8日18:10 T8180001031837
名鉄名古屋駅発行32

駅-No 530122 領収書-No 6
窓口-No 1

領 収 書

丹羽 勉 様

金額 ¥6,310円
[消費税等込み・10%]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2025年 7月23日
 東海旅客鉄道株式会社
 登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

尾張一宮駅

現金出納社員



駅-No 530122 領収書-No 3
窓口-No 1

領 収 書

丹羽 勉 様

金額 ¥6,310円
[消費税等込み・10%]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2025年 8月 6日
 東海旅客鉄道株式会社
 登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

尾張一宮駅

現金出納社員



議員氏名： 丹 羽 勉

領収書整理票

整理番号	3			
経費の区分	1. 調査研究費	2. 研修費	3. 広報費	4. 広聴費
	5. 要請・陳情活動費	6. 会議費	7. 資料作成費	○ 8. 資料購入費
	9. 事務費	10. 事務所費	11. 人件費	
	案分率		按分後金額	
※証拠資料は別添のとおり			16,900円	

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

3

コードNo. 5879516990

領 収 証

No. 000203

丹羽勉 様

金額 ￥16,900※

但し、ゼンリン住宅地図 丹羽郡1冊

令和 7 年 8 月 22 日 上記の金額正に領収致しました

内 訳	金 額
消費税(10%)	¥1,536-

オフィス ヤマシタ 一宮駐在事務所
 登録番号 T4810879890672
 所長



収入印紙

〒491-0837
 愛知県一宮市多加木1-11-5
 TEL (0586) 24-1209 FAX (0586) 58-0204



議員氏名： 丹 羽 勉

領収書整理票

整理番号	4			
経費の区分	1. 調査研究費	2. 研修費	3. 広報費	4. 広聴費
	5. 要請・陳情活動費	6. 会議費	7. 資料作成費	○ 8. 資料購入費
	9. 事務費	10. 事務所費	11. 人件費	
	案分率		按分後金額	
※証拠資料は別添のとおり				5,736円

※領収書が重ならないように貼付すること。領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添することも可能である。

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載し、「経費の区分」は該当する経費に○を記載すること。

※按分した場合は、按分率欄及び按分後金額を記載すること。

4

請 求 書

丹羽 勉 殿

金 5,736 円

但し、地方議会人購読料下半期分(令和7年10月～令和8年3月)
1部956円×6部

上記のとおり請求いたします。

令和8年2月13日

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

愛知県町村議会議長会

事務局長 長谷川



取引種類	振込
受付番号	20260224-001
受付日時	2026年2月24日 09時10分
処理予定日	2026年2月24日
状況	取引完了
取引方法	インターネット

! 予定日の表示となりますので、お取引の時間によっては
実際の取引日と異なる場合がございます。

振込先口座	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通 1163168 アイチケンチヨウソングカイギチ ヨウカイザツブキンカイケイ ハ セガワ イサオ
-------	---

引落口座	江南支店 普通
振込依頼人名	ニワ ツトム
振込依頼人電話番号	05879517**

振込金額	5,736円
振込手数料	0円
引落金額合計	5,736円

様式第4（第4条関係）

議員氏名： 丹羽 勉

支払証明書


整理番号	支払年月日	政務活動費充当額	支払先	経費の区分	経費内容	備考
2-1	R7(2025) 8月1日	209円×2	東京メトロ	研修費	交通費	
		以下余白				

※「整理番号」については、政務活動費活動費支出明細書の整理番号と一致させること。

※按分により政務活動費を充当した場合には、「備考」欄に、支払い総額及び按分率を記載すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和8年3月31日

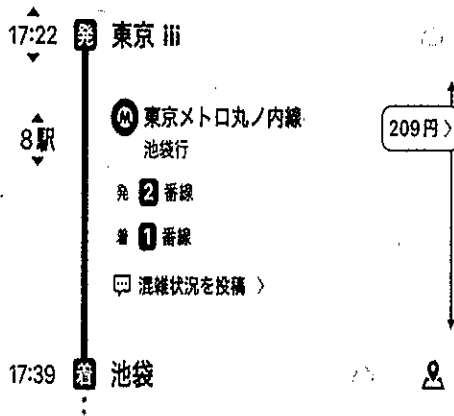
議員氏名 丹羽 勉 

2-1

整理番号

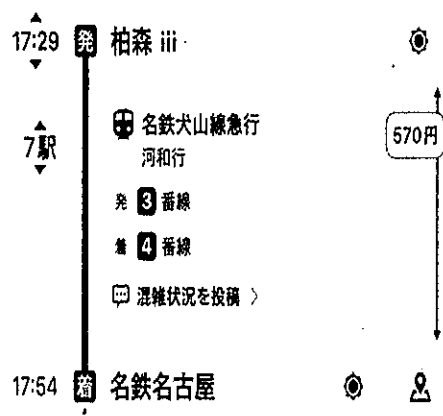
17:22→17:39 (17分) 3月16日(月)
IC優先 209円 乗換0回 8.7km

ルートメモ スクショ 共有 遅延を通知 ナビアラーム



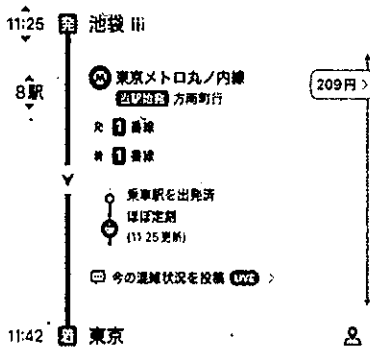
17:29→17:54 (25分) 3月16日(月)
IC優先 570円 乗換0回 22.3km

ルートメモ スクショ 共有 遅延を通知 ナビアラーム



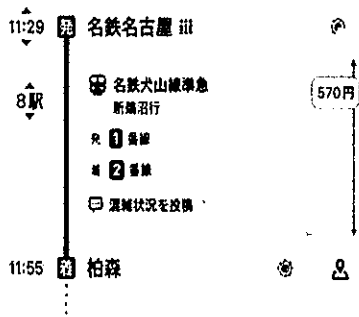
11:25→11:42 (17分) 3月17日(火)
IC優先 209円 乗換0回 8.7km

ルートメモ スクショ 共有 遅延を通知 ナビアラーム



11:29→11:55 (26分) 3月17日(水)
IC優先 570円 乗換0回 22.3km

ルートメモ スクショ 共有 遅延を通知 ナビアラーム



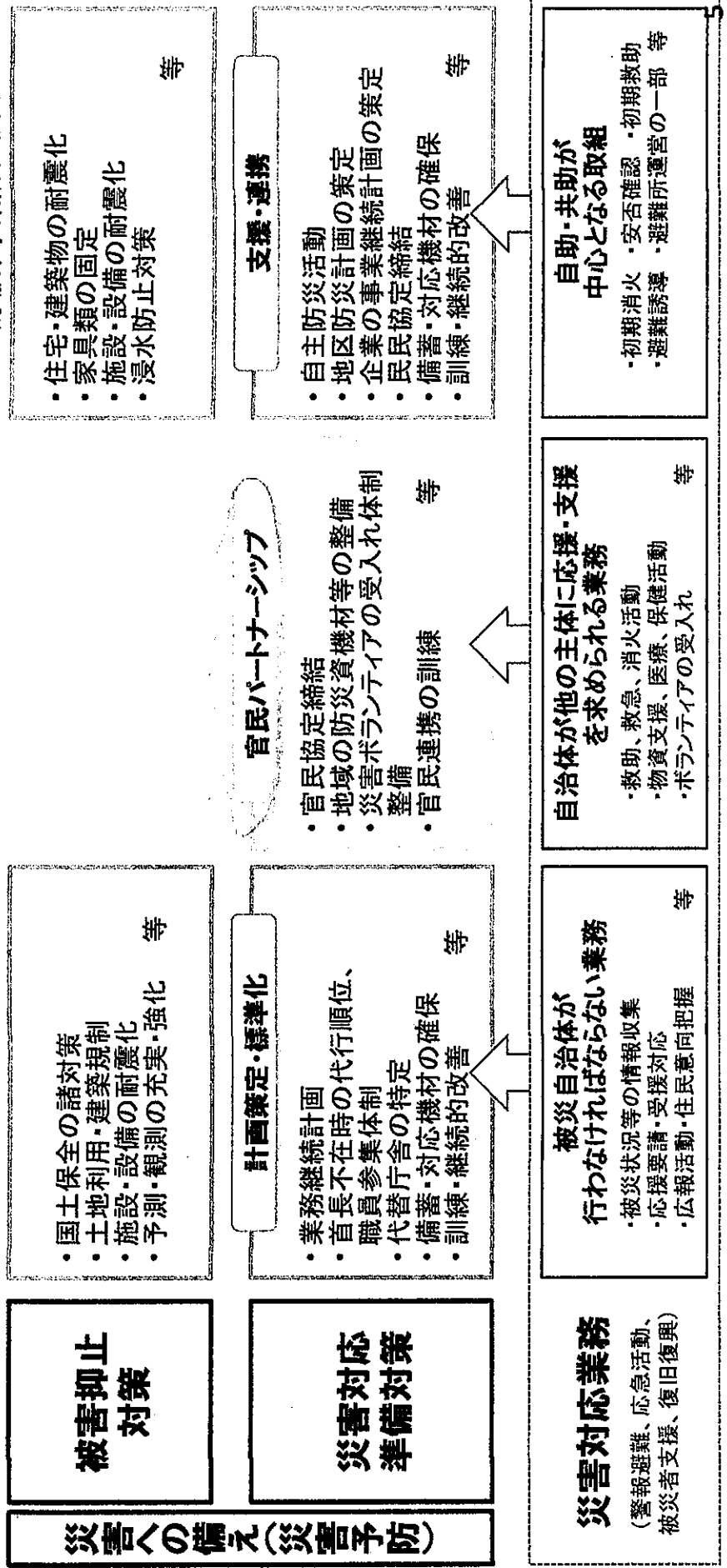
様式第5（第4条関係）

政務活動費視察研修・研修会等報告書

議員氏名： 丹羽 勉

整理番号	2、2-1
訪問先 (所在地)	東京都豊島区東池袋1-20-10 としま区民センター
日程	令和7年8月1日 10時から13時、14時から17時
目的・テーマ	自治体の防災・減災対策と議会の役割
内容・成果 (具体的に)	<p>自治体への対策（別添のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害への備え <ul style="list-style-type: none"> 『被害抑止対策』と『災害対応準備対策』の2つの事前対策からなる。 ・ 警報避難 <ul style="list-style-type: none"> 様々な伝達手段を使い警報や避難情報を<u>広く確実に伝達することが重要である。</u> ・ 応急活動 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等の活動体制や広域的な応援体制及び受援体制を確立する必要がある。 ・ 被災者支援 <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づき避難所に避難している方の生活支援、仮設住宅や医療の定期等に関する必要な援助を行う。

- 「災害への備え(災害予防)」は、「被害抑止対策」と「災害対応準備対策」からなる。
- 「被害抑止対策」は、国土保全対策、建物等の耐震化、施設・設備の耐震化・耐震化・保守管理など、ハザードによる被害の発生を予防・抑制するための事前対策。
- 「災害対応準備対策」は、体制整備、備蓄や資機材等の整備、訓練など、災害時に実施する災害対応業務を迅速かつ円滑に実施するための事前対策。



- 気象状況等の段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を確保。
- 市町村は、あらかじめ災害種別ごとに設定した「避難勧告等発令の判断基準」を基に、迅速かつ適切に避難の必要性を判断し、躊躇することなく発令。
- 様々な伝達手段を組み合わせて、警報や避難情報を広く確実に伝達。

■ 体制確保

- ・ 気象状況を踏まえた体制移行の判断基準をあらかじめ設定し、職員に周知しておくこと

■ 警報等の伝達

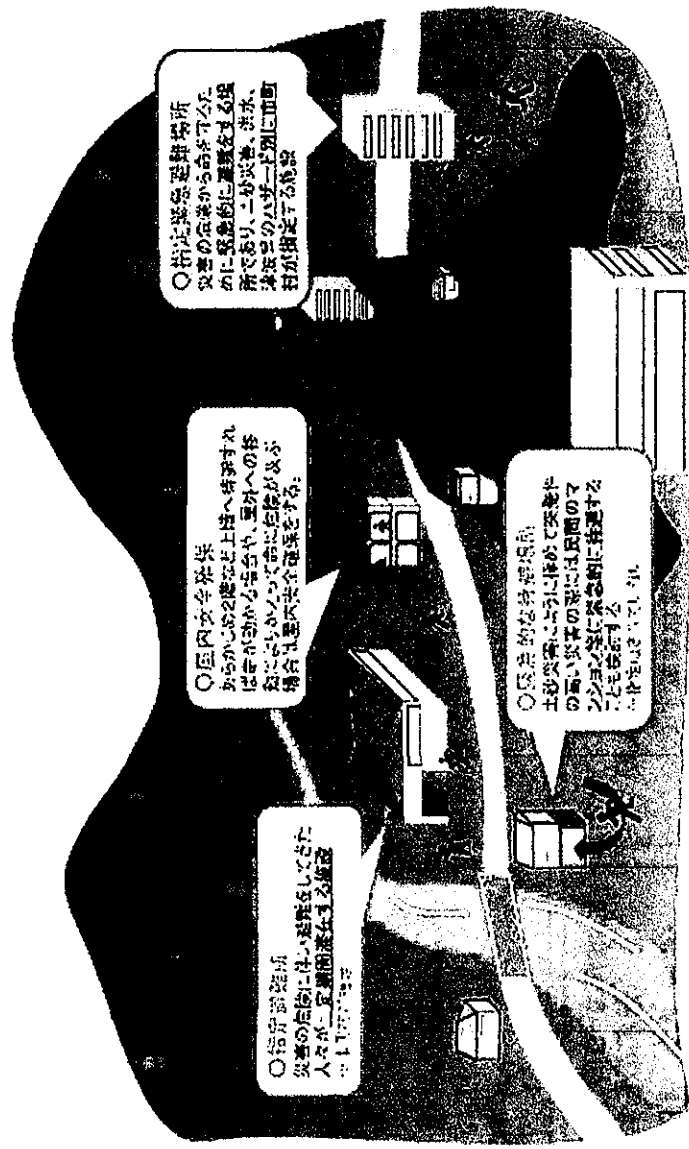
- ・ 警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達

■ 住民等の避難誘導

- ・ 「立退き避難」が必要な住民等に対し、避難勧告等を発令
- ・ 様々な伝達手段による伝達
- ・ 迅速かつ円滑な避難誘導
- ・ 指定緊急避難場所の開設 等

■ 災害未然防止活動

- ・ 河川堤防等の巡視等、災害を未然に防ぐための応急対策



- 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制及び受援体制を確立する。
- 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保する。
- 通信施設の応急復旧、ライフライン等の施設・設備の応急復旧や、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事等を実施する。

救助・救急、医療、消火活動

生命及び身体を守るために最優先して救助・救急、医療、消火活動を実施

応急復旧

通信施設の応急復旧、危険箇所の応急工事、ライフライン施設・設備等の応急復旧、災害廃棄物処理など

緊急輸送ルートの確保

交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保

被害拡大・二次災害防止

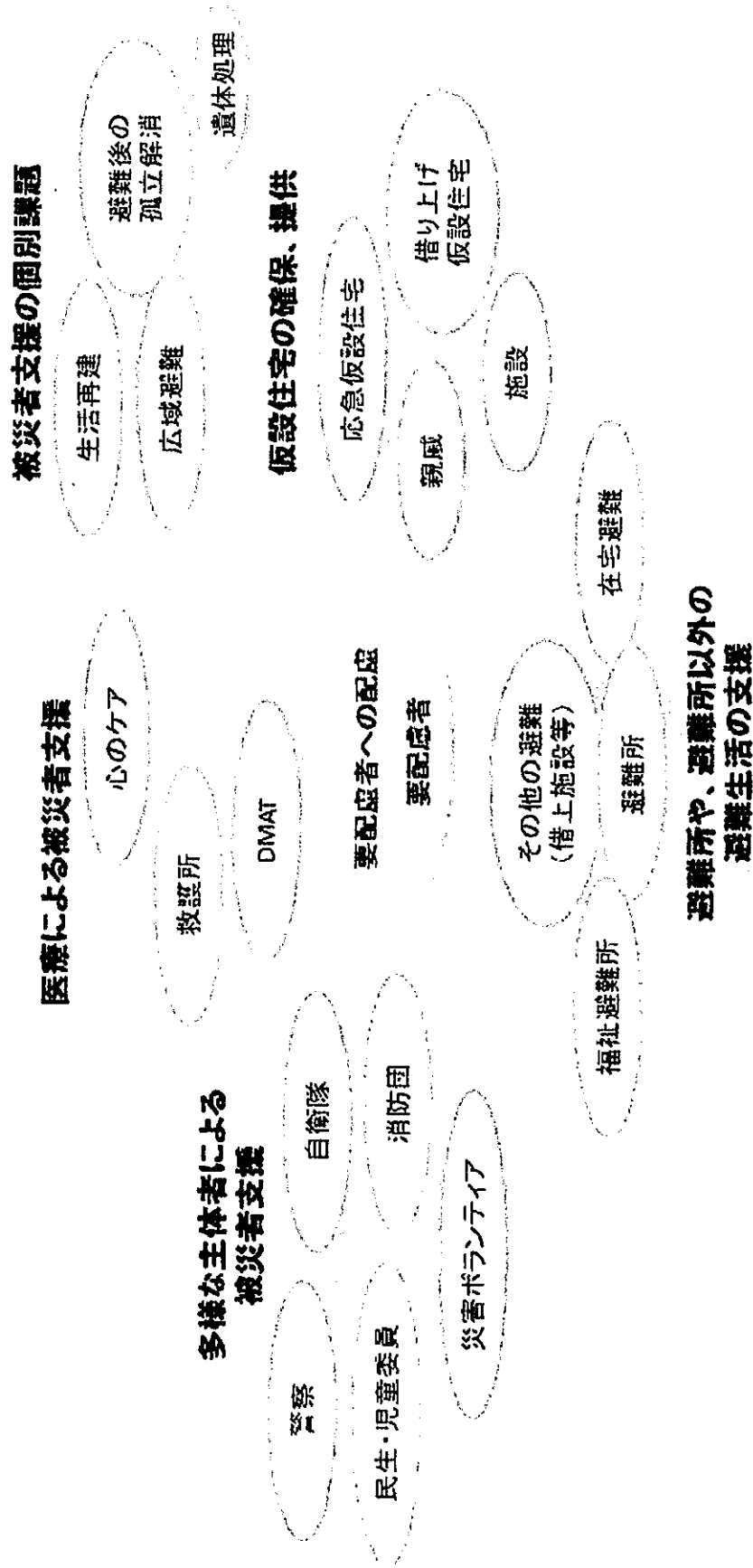
住民の避難及び応急対策等による被害拡大・二次災害防止

応援機関による広域的応援、受援

警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、海上保安庁、TEC-FORCE、知事会など

救助・救急活動、消火活動、医療活動、交通規制、応急復旧、被害拡大・二次災害防止活動を迅速かつ効果的に実施

- 災害救助法に基づき、避難所に避難している人の生活支援、仮設住宅の提供、医療の提供等に関する必要な救助を行う。
- 被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給、コミュニティの維持回復、心身のケアなど生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。



様式第5（第4条関係）

政務活動費視察研修・研修会等報告書

議員氏名： 丹 羽 勉

整理番号	2、2-2
訪問先 (所在地)	京都府南区東九条西山王町1 京都JAビル
日程	令和7年8月8日 10時から13時、14時から17時
目的・テーマ	決算書の読み解きと質問・質疑のポイント
内容・成果 (具体的に)	<p>決算書の読み解きと質問・質疑のポイント（歳入編） 別添のとおり （予算の体系、予算科目(款)の例、各科目のチェックポイント）</p> <p>決算書の読み解きと質問・質疑のポイント（歳出編） 別添のとおり （区分(目的別・性質別、義務的経費・投資的経費、経常的経費・臨時的経費)、特に注目すべき科目のチェックポイント）</p>

※「整理番号」には支出明細書の該当する整理番号を記載

※「所在地」は市区町村まで記載

決算書の読み解きと質問・質疑のポイント (歳入編)

- 予算の体系
 - 歳入歳出ともに、「款」(かん)、「項」(こう)、「目」(もく)、「節」(せつ)と分類される
 - 款項目節は、款⇒項⇒目⇒節と階層化されており、下層にいくにつれてピラミッド構造となる
 - ピラミッド構造の最上位の「款」の分類については、歳入は性質別に分類、歳出は行政目的ごとに分類される
 - 別途、「事業」(大・中・小)や「説明」という区分が予算上、表記されることもある
 - また、実務的には「節」のさらに下層に「細節」、「細々節」の区分がある

予算科目(款)の例

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 地方税(都道府県・市町村税) | 14. 分担金及び負担金 |
| 2. 地方譲与税 | 15. 使用料及び手数料 |
| 3. 利子割交付金 | 16. 国庫支出金 |
| 4. 配当割交付金 | 17. 県支出金 |
| 5. 株式等譲渡所得割交付金 | 18. 財産収入 |
| 6. 法人事業税交付金 | 19. 寄附金 |
| 7. 地方消費税交付金 | 20. 繰入金 |
| 8. ゴルフ場利用税交付金 | 21. 繰越金 |
| 9. 自動車取得税交付金 | 22. 諸収入 |
| 10. 環境性能割交付金 | 23. 公債(都道府県債・市町村債) |
| 11. 地方特例交付金 | |
| 12. 地方交付税 | |
| 13. 交通安全対策特別交付金 | |

- ・ 滞納繰越や不納欠損と関連して滞納整理の取組み状況を確認する
- ・ 一部の自治体では、平成10年代頃から、債権の管理や放棄等について定めた条例(いわゆる「債権管理条例」)が制定されるようになった
- ・ 債権管理条例の目的には、公平な徴収事務の遂行と収入増加を図ることに加え、回収可能性が乏しく、費用対効果が悪い債権の放棄を進めることもある
- ・ ただし、債権管理条例を定めたとしても具体的な債権管理のマニュアルがなく、「公平な事務の執行」について課題が残る自治体も散見される

【債権管理の主な流れ】

- ① 滞納情報・納付状況の管理・記録(台帳管理)
- ② 滞納者へ督促・催告
- ③ 財産調査
- ④ 滞納処分(差し押さえ等)
- ⑤ 債権放棄

市町村税には法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。

- 市町村民税(いわゆる住民税)
 - 一般的に個人住民税の税率は、市町村民税が6%、都道府県民税が4%の合計10%であり、住民の所得に対して課税される(基本所得×6% ⇒「新標準」)
 - 所得割のほか、住民当たり5,000円(市町村民税3,500円、道府県民税1,500円)程度の課税がある(⇒「均等割」)
 - 住民の給与水準が低くなると所得割が減少
 - 一般的に高齢化が進むと所得割が減少すると思われがちであるが、総量の高齢者が増えれば、高齢化が一層に高齢者層の減少につながる上は否定的
 - 近年、ふるさと納税の普及により、特に都市やベッドタウンの住民税が減少している

- 固定資産税
 - ー 土地、家屋、償却資産に区分される
 - ー このうち、償却資産に係る固定資産税(償却資産税)は納税者側からの申告納税方式によっている
 - ー 納税者側から申告された内容に対する確認や無申告者への対応状況に留意
 - ー ただし、償却資産税に係る調査は、実地調査を行う場合、多大なコストがかかり、また、実地調査したとしても真偽の確認が難しい(土地や建物と違って、外観からは把握しづらい)

国税の一部などを地方に譲与・交付するもの。

- 地方譲与税
 - 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税など
- 交付税
 - 利子割交付税、配当割交付税、株式等譲渡所得割交付税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特別交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金

【地方交付税の算定方法】

① 普通交付税額＝基準財政需要額－基準財政収入額

※ 基準財政需要額＝単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数

※ 基準財政収入額＝標準的税率×見込額×標準税率（75%。ただし、国保税については100%）

② 特別交付税＝普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付されるもの

※ 特別交付税は、災害復旧経費、除雪費、地域量の確保、地域環境の確保、公営企業の新設・整備、地域防犯・消防・救急、防災・救急、広域連携の推進など

特定の事業の経費にあてるため、その受益者から徴収する金銭(特定財源)。

- 分担金
 - － 分担金を徴収する場合には条例に基づかなければならない
 - － 自治法224条において、分担金を徴収できるのは「受益の限度において」ということが定められているが、実際は「受益の限度」の金額の算定が難しく、慎重な査定を行わないと将来的に紛争の原因となりうる
 - － 例えば、水道事業において建設費用を受益者が負担していることが多い
- 負担金
 - － 負担金を徴収する場合には法律に基づかなければならない
 - － 代表例は、民生費負担金
 - 老人福祉費負担金、児童福祉費負担金といった施設への入所に係る費用の一部をその利用者等から徴収するものなど

公共施設などの公有財産の使用や、特定の住民等に対するサービスのためとして徴収する金銭。徴収する。

PF1 施設

- 使用料
 - 公共施設など公有財産の使用に対するサービスの対価として徴収(なお、普通財産の貸付に係る利用料は財産収入であり、使用料ではない)
 - 公共施設でネットの貸入の中で使用料増などに向けた取組が行われているか？(次頁参照)
 - 使用料の減免が公平に運用されているか？ 遷移から繰り減価新築は、現在でも減価率なのか？

- 手数料
 - 特定の住民等に対するサービスの対価として徴収

- 公共施設マネジメントとしての公共施設における収入増加や昨今の物価上昇への対応のため、公共施設の使用料見直しを進める自治体が増えている
- 公共施設の使用料見直しに際しては「フルコストを基礎とすることが多い」
》フルコスト算定のためには、地方公会計にもとづく固定資産台帳を活用し、「減価償却費」を使用料の算定基礎に含めることになる
- ただし、フルコストにもとづく使用料の見直しをしたとしても次のような課題がよく見受けられる
 - ✓ 固定資産台帳の精度が悪く、減価償却費が不正確
 - ✓ 施設の性質ごとにフルコストの25%、50%、75%、100%を使用料に反映するよう割り当てるが、その基準が不正確（一般的に福祉施設は低いパーセンテージ）
 - ✓ フルコストにもとづいて使用料を算定すると、現状の何倍もの使用料になることが多い（時には10倍超）
 - ✓ 結局のところ、激変緩和措置を設け、その上限値までの一律改定になる

フルコストによる使用料見直しだけで良いか？

- フルコストによる使用料見直し以外にも次の観点も重要
 - － 目的外使用の条件緩和による施設の利活用
 - 》 目的外の使用を禁ずる条例の改正
 - 》 指定管理者ガイドライン見直しを通じた指定管理者による自主事業の推進
 - 》 行政財産使用料条例の改定(個々の公共施設の設置・管理条例ではなく)
 - － 多様な使用料の設定
 - 》 付帯設備、備品の貸出し(サービス向上にも資する)
 - 》 営利目的の割増料金、市外在住者による利用の割増料金、閑散時期の割安料金

＜公園の利活用と使用料の定め方の例＞

種別	単位	使用料及び利用料金
行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1平方メートルにつき1日	200円(萩谷総合公園及び古曽部防災公園のうち、市長が指定する区域にあっては、高槻市行政財産使用料条例第5条の規定により計算した額)
業として写真を撮影する場合	1人につき 1日	520円
業として映画を撮影する場合	1件につき 1日	4,190円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートルにつき1日	10円(萩谷総合公園及び古曽部防災公園のうち、市長が指定する区域にあっては、高槻市行政財産使用料条例第5条の規定により計算した額)
興行を行う場合		

備考 安満遺跡公園の屋根付広場及びパークセンターにおける利用料金の上限額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

~NOTE~

国・都道府県庫負担金や国・都道府県庫補助金など。特定の事務事業にかかる経費の一部について国・都道府県庫から受けるもの。

- 国庫補助金や国都道府県補助金がある場合、通常、それを受けることとなる事業が存在する

－ 例えば、補助率が50%の事業であれば、ほかにも財源管理のある措置

等が採用がなげやな割合が50%は自治体協賛組となるため、国庫補助金や

国都道府県補助金に関連した事業費総額の最終的な自治体協賛組に

留意

公有財産の管理、運用、処分等から生じる収入。

- 普通財産の貸付に係る利用料、財産売却収入（普通財産は売却、貸付が可能（地方自治法238条の5））

— 遊休地、余剰施設は（普通財産に該当して）償還的な貸付が図られているか？

るか？

— 今後利用する見込みのない土地・施設は売却が検討されているか？

- 公共施設の余剰スペースについて、地方自治法第 238 条の4第2項にもとづく行政財産の貸付が検討されているか？

【地方自治法第 238 条の4第2項】

行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

「その用途又は目的を妨げない限度」については各自治体においてガイドライン等でその考え方を明確にし、各部署が貸付を進めやすいようにすることが望ましい。

- 基金の運用に係る利息及び配当

※ 歳計預金及び歳計外現金に係る運用収入は諸収入)

- 基金の運用について預金で保有するだけでなく、国債、地方債などによる運用がなされているか？
- 例えば、国東市や大阪市では厳正なリスク管理のもと、運用方針を策定し、基金の運用がなされている

【国東市の運用方針】

資金リスクマネジメント条例施行規則(短期資金運用方法)第 28 条

市等は、短期資金の保管及び運用は当該各号から選択して行う。この場合において、外貨建て商品で保管及び運用を行ってはならず、譲渡性預金は途中解約できないことに留意しなければならない。

(1) 国債(短期証券) (2) 短期証券(買戻権付) (3) 預金 (4) 基金信託(元運用)

(5) 国債(長期証券) (6) 長期証券(買戻権付) (7) 国債(短期証券)

(長期資金運用方法)第 32 条

市等は、長期資金の運用商品は次の各号から選択して行う。ただし、外貨建て商品で運用を行ってはならない。

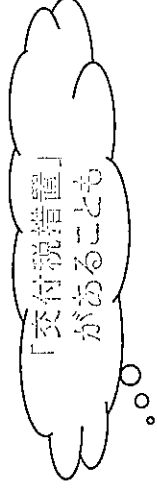
(1) 国債 (2) 満期までおおむね 20 年以内の債券 国債、地方債、地方公共団体金融機関債、政府関係機関債(設立権限等により設立された特殊法人。特殊会社、独立行政法人及び国公立学校法人が発行する債券)、地方公社債

自動販売機の設置を目的外使用とするか、貸付とするか

- 自動販売機の設置を行政財産の目的外使用とするか、貸付とするかについて
 では各自治体の判断によっているのが実情
- 行政財産の目的外使用による場合、原則として使用料収入は、行政財産の使用料にかかるとすることになり、「1㎡当たり〇〇円」などの低廉な価格になることが多い
 ※ 使用料の低さを補うために、納付金方式を併用する事例もあるが、「納付金を支払わないと使用許可をしないのか」という疑念が生じる
- その一方で、貸付による場合、入札等によって価格競争を行うことができることが多い

項目	目的外使用	貸付
----	-------	----

歳入科目	使用料	財産収入
期間	一時的	長期的
収入の根拠	地方自治法、使用料条例	民法(、貸付要綱)
収入額の柔軟性	条例の定めによる	個別対応(又は貸付要綱)



・ 地方債の制限(建設公債主義)

一 「歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合には、地方債をもつてその財源とすることができる。」(地方

財政法(以下「地財法」という。)5条)

- ・ 「一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合」
- ・ 「二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)」
- ・ 「三 地方債の償換えのために要する経費の財源とする場合」
- ・ 「四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合」
- ・ 「五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合」

一 「建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。」(地財法5条の2)

- ・ 臨時財政対策債は建設公債主義の例外

公共施設の集約化・複合化（既存施設の除却を伴う事業を含む）、転用などについて、非常に「有利な措置」ができるようになった。
<最大45%の交付税（= 充当率90% × 交付税措置率50%）>

【対象事業】 ※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

- ① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等の減少する場合に限る
 - (1) 集約化・複合化施設整備事業
 - (2) 集約化・複合化等に伴う除却事業（機能統合等に伴うものを含む）〔R7拡充〕
- ② 長寿命事業
・ 公共用の建築物
・ 施設の使用年限を法定耐用年数を超えて延長させる事業
・ 社会基盤施設
・ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下の事業

道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（本体、放流設備、観測設備、通報設備等）、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設

- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ エニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

- ① : 50%（(2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象）
- ②～⑤: 財政力に応じて30～50%
- ⑥: 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで 【令和7年度事業費】 5,000億円

- 寄附金
 - ふるさと納税制度の活用
- 繰入金
 - 借入金からの繰入（借入金に頼っている会計の専横）
 - 基金からの繰入（基金繰入に頼らず、真正な基金増減の確保も重要）
- 繰越金
 - 前年度からの剰余金の繰入
- 諸収入
 - 延滞金、加算金及び過料
 - 歳計現金及び歳計外現金に係る利子
 - 貸付金元利収入 など

ご清聴ありがとうございます

ご質問や気になる点、ご意見などは横田慎一までお気軽にご相談ください。

※本資料の引用は結構ですが、資料の転送・複製はご遠慮ください。

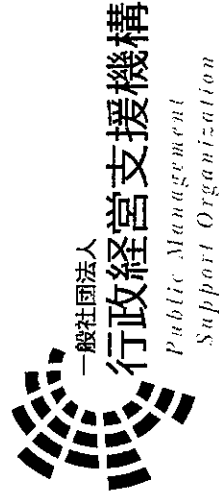
【問い合わせ先】

E-mail: shinichi.yokota@ms02.jicpa.or.jp / TEL: 090-9549-4241

- 一般社団法人行政経営支援機構／横田慎一公認会計士事務所・税理士事務所は、「行政経営」にまつわる各種アドバイザリー業務を業務を行っております。

【関連業務の例】

- ☑ 公会計情報等の使用料見直しへの活用支援(フルコストの把握と料金体系の設定をサポートします)
- ☑ 財務分析(公会計情報により健全化判断指標などこれまでの指標に比べて早期に行財政上の課題を把握)
- ☑ セグメント別財務書類の作成支援(予算事業体系の整理や事務事業評価、施策評価との連携が重要です)
- ☑ 議会への提供書類の作成支援(先進団体では施策の成果に関する説明書への公会計情報の連携が成果あり)
- ☑ 議会アドバイザへの就任、議会事務局のサポート
- ☑ 監査委員監査への提供書類の作成支援(監査委員事務局が要望する資料作成をサポートします)
- ☑ 公共施設マネジメントへの公会計情報の活用(固定資産台帳の高度化をサポートします)
- ☑ 公営企業の水道料金、下水道使用料の見直し・改定支援(総括原価方式による料金の設定、用途別料金体系から口径別料金体系への変更等)
- ☑ 料金改定審議会の対応サポート
- ☑ これらのほか、行政経営の課題をお聞かせください



**決算書の読み解きと質問・質疑のポイント
(歳出編)**

歳出

歳出の区分には、目的別歳出と性質別歳出がある。ここでは、目的別歳出について簡単に説明し、性質別歳出については次以降のスライドで詳細に説明する。

による区分は、予算の に基づく区分に相当

議会費	議員報酬など議会運営にかかる経費
総務費	管理事務費、企画、財政、人事、戸籍や徴税などにかかる経費
民生費	児童や高齢者・障がい者の福祉、医療や保険年金など社会保障にかかる経費
衛生費	ごみ・尿処理や予防接種、病院など健康で衛生的な生活環境を保持するための経費
農林水産業費	農業、林業、水産業の振興にかかる経費
商工費	商工業、観光などにかかる経費
土木費	道路や橋、公園、下水道などの整備にかかる経費
消防費	救急や消防、防災にかかる経費
教育費	学校教育や生涯学習、スポーツ振興にかかる経費
公債費	市債の元金や利子の返済にあてる経費
予備費	緊急を要する場合など予算編成の際に予想していなかった支出に対応するため、使途を特定しないで計上する経費

全共通

歳出の性質別区分は「節」の区分に相当し、それぞれの款項に相当する(令和2年に従来「7節 賃金」が廃止され、現在の「27節」となった)。「節」までは議決対象でなくとも、款・項の内容の精査としての意見は可能。

- 1節 報酬
- 2節 給料
- 3節 職員手当等
- 4節 共済費
- 5節 災害補償費
- 6節 恩給及び退職年金
- 7節 報償費
- 8節 旅費
- 9節 交際費
- 10節 需用費
- 11節 役務費
- 12節 委託料
- 13節 使用料及び賃借料
- 14節 工事請負費
- 15節 原材料費
- 16節 公有財産購入費
- 17節 備品購入費
- 18節 負担金、補助及び交付金
- 19節 扶助費
- 20節 貸付金
- 21節 補償、補填及び賠償金
- 22節 償還金、利子及び割引料
- 23節 投資及び出資金
- 24節 積立金(基金等)
- 25節 寄附金
- 26節 公課費
- 27節 繰出金(繰入金)

- 歳出の区分①
 - － 義務的経費：支出が義務づけられ、任意に節減できない経費
 - 人件費、扶助費、公債費
 - － 投資的経費：資本形成のための施設整備など将来的に残るものに対する経費
 - 普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
- 歳出の区分②
 - － 経常的経費：毎年度、固定的に支出される経費
 - 人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費
 - － 臨時的経費：一時的なものや偶発的なものに対して支出される経費
 - 人件費のうち災害保障費、貸付金、繰出金、普通建設事業費、災害復旧費

- 消耗品費
 - 使用頻度の低い図書、雑誌等の購入を控える
 - 事務用品のコストを職員に意識づける
- 会議費(食糧費)
 - 審議会等における食事の原則廃止
- 印刷製本費
 - カラー印刷の削減
 - 普及啓発で配布する冊子等は必要最小限の部数とする
- 光熱水費
 - 照明の間引き
 - 新電力への移行
 - 太陽光発電の導入

費用削減

• 修繕料

— 公共施設マネジメントの推進により修繕料増加傾向 があるべき

— 保証期間(瑕疵担保期間)の確認

➤ 例えば10年の瑕疵担保期間中は施工会社に対応を求められる

➤ ほか、建設業界には「道義的責任」という考えがあり、瑕疵担保期間 以外も責任を
もって対応して欲しい

➤ 施工の受当性について評価できる体制が必要 CM コンストラクション・マネジメント

— 本来、工事請負費で執行すべきものを修繕料で執行していないかについ

て留意

設計の仕様変更による

• 工事請負費は、物の形状が変わる工事又は新たに物を付加する工

事にかかる支出

物の形状が変わる

• 修繕料は、上記以外の機能維持のための支出

設計・仕様

➤ 工事請負費の場合、事前に設計が必要になり、設計委託を行うときは
には設計と工事の2回にわたって予算確保が必要であるなど、時間
と手間を要するなから、本来、工事請負費で執行すべきものを修
繕料で執行することもある。特に、「分割発注」は禁止される

→ 工費を発生する

修繕料の増加は、
仕様の違いによる
安全性を高めるための
は 優先的に取り組むべき

できていますか

》屋上等の排水溝(ドレン)を定期的に清掃しないことが、
また、また、
性を害する可能性

【鉄筋コンクリート造(RC造)における雨漏りの重大さ】

- 鉄筋コンクリート造(RC造)は、外壁や屋上等のコンクリートの中に鉄筋が入っており、中の鉄筋が錆びてしまうと次のような問題が生じるおそれがある(コンクリートが水の侵入を防ぐ役割を持っている)
- 雨漏りにより、天井や壁にシミやカビができる(特に、カビはアレルギーや悪臭の原因となる)
- 雨漏りによる水滴が機械・設備に落ちると、機械・設備のショート等の故障に繋がる
- 鉄筋の錆びは建物の耐久性(寿命)を短くする
- 鉄筋の錆びにより、鉄筋が膨張し、外壁等の欠落(落下)に繋がる

なぜ修繕が必要となったかを考える。

雨漏りと天井のカビの発生(結果)



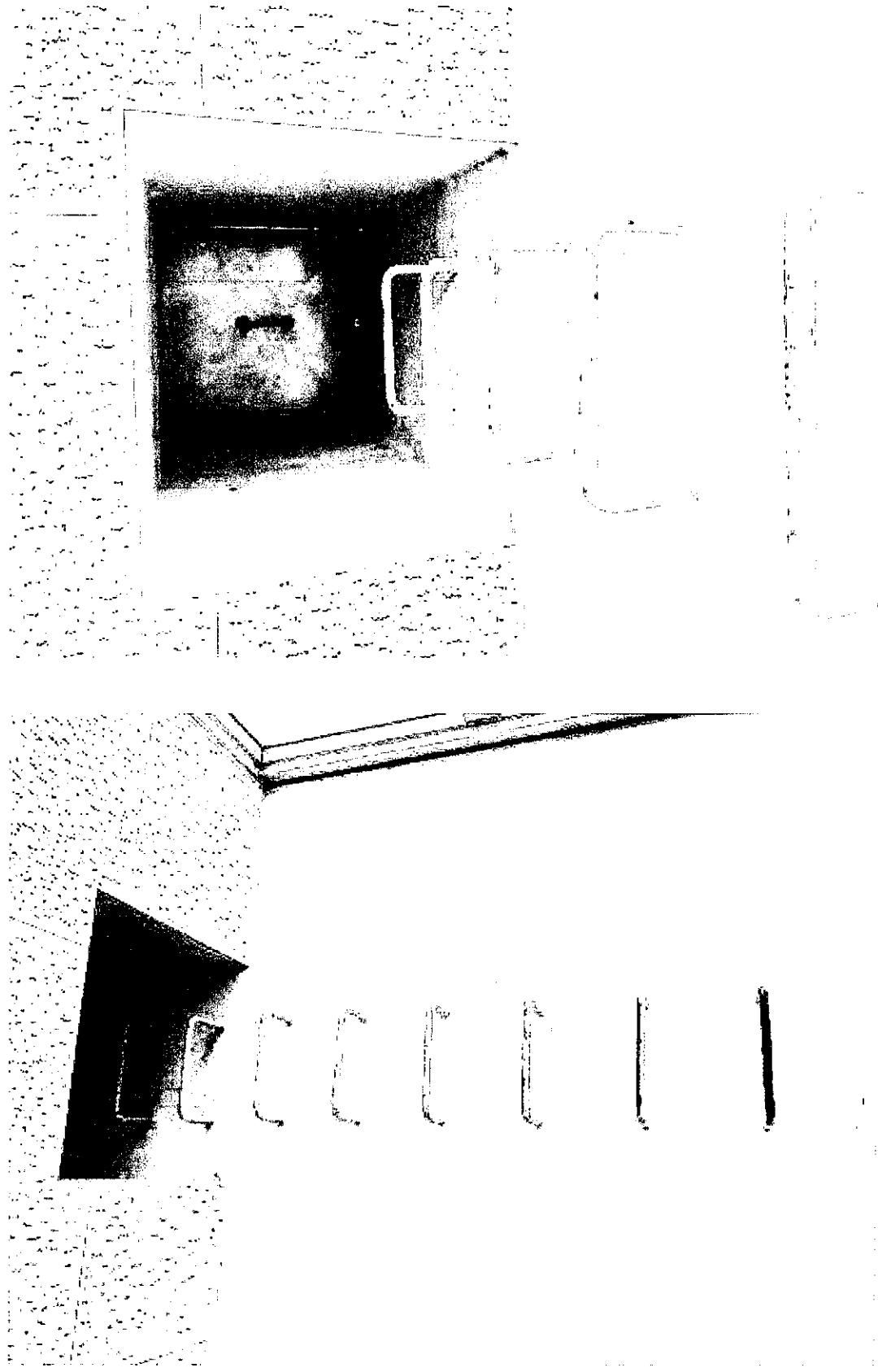
なび修繕が必要と化したかと思われる。

屋上の排水溝(ドレン)を清掃しておらず、水はけができない状態(原因)



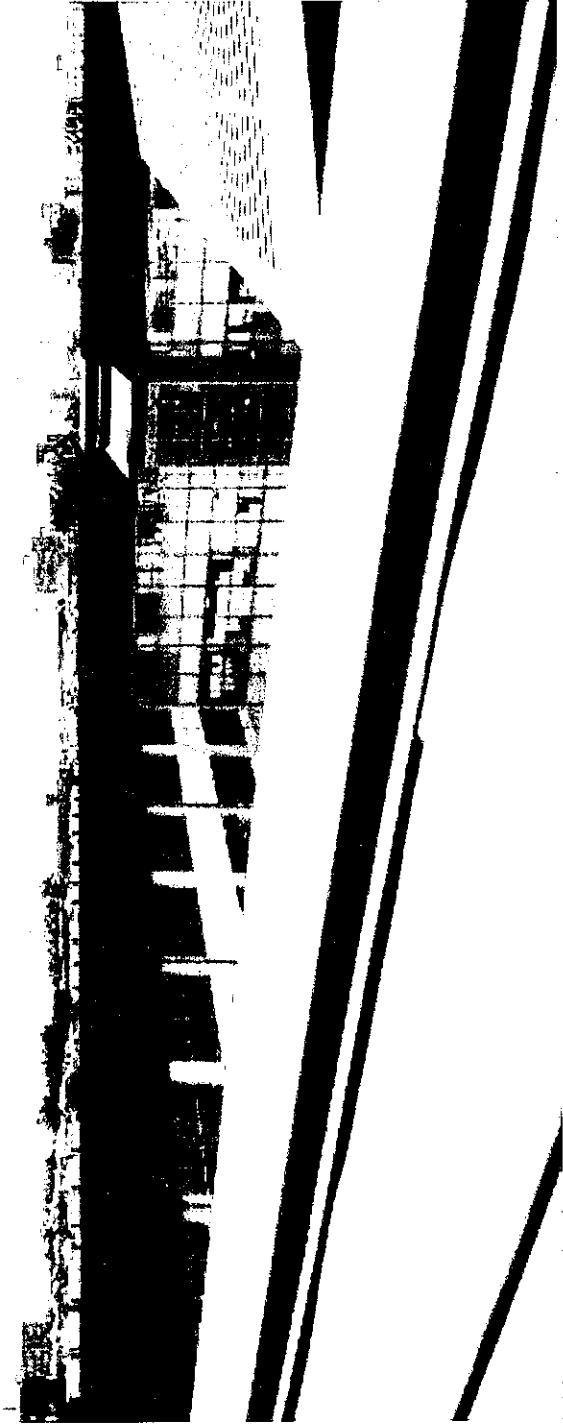
なぜ修繕が必要となったかを考える。

そもそも屋上までたどり着くのが難しい設計(さらなる原因)



なぞ修繕が必要となったかを考える。

さらには屋上が容易に一周できず、メンテナンス性が低い設計(さらなる原因)



- 施設の設計は、基本構想、基本設計、詳細設計と進んでいくが、基本設計まで進むと、現実的に後戻りが困難 初期段階(最初)から入らねば
- さらには、基本構想が基本設計を縛ることも多い

》そこで、基本構想や基本設計の初期の段階において、コスト・リスク・品質の

コスト・リスクへの配慮が重要と考えられる

見直し・耐震性

- 施設マネジメント(ファシリティ・マネジメント:FM)の基礎であるコスト・リスク・品質の設計・構築のバランスの配慮 経営管理も含むべき

。コスト・リスクと品質の両方とも確保できる設計・構築は、経営管理の観点から、財政的に維持できるか

》しかし、自治体には、施設の設計思想などの基本的な考え(ビジョン・ポリシー)が示された文書はほとんど存在しない

。設計委託業務の事業者選定時などにおいて、設計思想を提案して競ることは、標準として公表される。事業者選定の際の審査基準に織り込むことが望ましい

と考えられる

設計 — 適切な維持管理が可能か

担当者任せでなく、組織として仕組み化(内部統制)ができているか?

[参考]経営・財務マネジメント強化事業の活用(自治体の予算負担ゼロ)

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

⇒ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

要員のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択
- ② アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、**地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

(1) 支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用

(2) 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

- 使用料
 - 土地や建物の賃貸借契約について、買取に切り替えできないか？
- リース料
 - 備品等のリース契約について、買取に切り替えできないか？
 - 使用頻度の低い無駄な仕様は含まれていないか
 - 特にパソコンの発注は「無駄」が多い
 - メーカー指定(本来、スペック指定で十分なはず)
 - 多すぎるUSBポート数の指定
 - 使わないSDカードスロットやCD/DVDスロット
 - ノートパソコンに標準装備のテンキー など

減価の処理も考慮

- 施設の建設工事であれば、設計の段階で将来数十年にわたるランニングコストの大小にも影響する
- 建設工事に係る一般財源負担額は国・都道府県補助金による抑制できたとしても、それ以降の年度にかかるランニングコストは建築工事費の増にもなることに留意
工事のランニングコスト
- ガラス張り、大空間のエントランス、吹き抜けは行政サービスに本当に必要か？
後々の稼働の確保は必要か？
- 美しいデザインを施すことによって清掃や修理など維持管理に負担を大きくないか？
- 地元産木材や国産木材を利用した施設は良さそうだが、一方でコストも大きくなる
→ ぐざりやすいとこや せびる。
- そのほか、総合計画や公共施設等総合管理計画、特別措置法・国定公園法・自然公園法(計画と整合)は事業で入るかという視点から確認

ただし、工事請負費は、設計段階では見込みとなるが、設計完了後、工事の進行に伴って実際の工事費が増減する可能性がある。また、設計段階で工事費の見込みを算出する際には、設計費(工事費)と設計費(設計費)を算入する必要がある。

ある程度は、
外郭団体の
適正性を
常に検討する
必要がある

• 補助金

— 外郭団体や地元団体への補助金を含め、補助金の必要性と内容・規模の適正性は常に検討を続ける必要

(父益の目的のため補助)

— 補助金の使用状況や外郭団体等の経営状況のモニタリングには

— 最近の傾向として、外郭団体や地元団体への運営費補助は認めず、

「事業」に係る経費を対象とした補助
にある(事業費補助:まちの住民の福祉の増進につながる)

— 公営企業会計、特に病院事業会計や下水道事業会計に対する補助金に
ついては、公営企業会計の経営の適正化を促す(

適正性を
常に検討する
必要がある)

・ 公営企業の経営（独立採算制）

- － 「公営企業で命令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該公営企業の経営で生ずる収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）を充てなければならない。但し、災害その他特別の事由が生ずる場合を除き、当該公営企業の経営で生ずる収入を充てなければならない。」（地財法6条）

【公営企業法の適用（「狭義の公営企業」と「広義の公営企業」）】

- ✓ 地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業のうち、一部の会計は「公営企業法の適用」が法律上の義務となっている（「狭義の公営企業」）
- ✓ 公営企業法を適用した会計は、通常の歳入歳出（単式簿記）による会計方式ではなく、企業会計（複式簿記）による会計方式が採用される
- ✓ 「公営企業法の適用」が法律上の義務ではない会計（「準公営企業」）についても現在、公営企業会計の経営状況の見える化のため、「公営企業法の適用」が推奨されている